

仕様書

1 件名

食品中でのヘテロサイクリックアミンの含有実態調査

2 調査目的

国内に流通する食品中に含まれるヘテロサイクリックアミン（以下「国内流通ヘテロサイクリックアミン」という。）量について、分析検査・解析を行い、国内の食品のヘテロサイクリックアミンによる汚染実態を把握することを目的とする。なお、対象とする含有ヘテロサイクリックアミンは、以下の7物質以上とする。

- (1) PhIP (2-Amino-1-methyl-6-phenylimidazo[4,5-b]pyridine)
- (2) Trp-P-1 (3-Amino-1,4-dimethyl-5H-pyrido[4,3-b]indole)
- (3) MeIQ (2-Amino-3,4-dimethylimidazo[4,5-f]quinoline)
- (4) MeIQx (2-Amino-3,8-dimethylimidazo[4,5-f]quinoxaline)
- (5) MeA- α -C (2-Amino-3-methyl-9H-pyrido[2,3-b]indole)
- (6) Trp-P-2 (3-Amino-1-methyl-5H-pyrido[4,3-b]indole)
- (7) IQ (2-Amino-3-methylimidazo[4,5-f]quinoline)

3 作業内容

(1) 有識者から構成される検討会の設置・運営

- ① 分析化学、サンプリング法等の有識者4名以上から構成される検討会を設置する。
- ② 検討会では、調査方針、分析法の選定、前処理方法、サンプリング法、加熱条件、分析結果の解析等について検討する。
- ③ 検討会は、調査期間中に3回以上開催する。
- ④ 検討会の運営に当たっては、内閣府食品安全委員会事務局（以下「事務局」という。）担当官とあらかじめ協議すること。

(2) 分析法の選定及び前処理方法の検討

検討会において、様々な分析法の検討を行い、国内の汚染実態を把握するのに最も適した分析法を選定し、多種多様な食品を分析可能な前処理方法を検討すること。

(3) 国内流通ヘテロサイクリックアミン量の定量分析

以下の要領で、上記(2)で選定された分析法を用い、国内流通ヘテロサイクリックアミンを定量分析により調査すること。

① 分析対象食品の選定

検討会において、国内の汚染実態が把握できるよう、分析対象とする食品を選定すること。

② 分析対象食品のサンプリング方法

検討会において選定した分析対象食品について、合計100検体以上を適切な方法をもって購入すること。

③ 分析対象食品の定量分析

ヘテロサイクリックアミンを含有する食品が肉及び魚の焦げ以外にあるか否かを確認するため、スクリーニングとして、マーケットバスケット方式で各食品群の含有量調査を行う。また、市販の調理済み食品（いわゆる中食やファーストフード製品）の含有量、生食肉及び魚の加熱調理前後の含有量の変化の調査を実施する。

分析対象食品については、含有量の多い2食品以上について適切な精度管理を実施すること。

(4) 報告書の作成

国内流通ヘテロサイクリックアミンについて以下の項目に従って整理・分析し、取りまとめる。

- ① 国内流通ヘテロサイクリックアミン量
- ② 国内の汚染実態

(5) 調査結果の報告会開催

- ① 本調査で得られた内容について、調査結果の報告会を開催すること。
- ② 調査結果の報告会を開催する際は、原則として事務局会議室を使用することとし、開催日時、構成等について、事前に事務局担当官の了承を得ること。

(6) 成果物の作成

調査報告書等を作成する際には、以下の点に留意し、取りまとめること。

- ① 調査報告書は、得られた内容を体系的に整理、分析を行い、図表等を用いて分かりやすいものにするよう努めること。
- ② 調査報告書の冒頭に「調査の概要」として、調査内容や成果等について、要約を作成すること。
- ③ 調査報告書（製本版）は、日本工業規格A列4番(A4サイズ)で作成すること。
- ④ 調査報告書（CD-ROM）は、PDF形式(OCR 処理済み)及び編集可能な保存形式のファイル(ワード、エクセル等)で作成すること。
- ⑤ 成果物(案)が出来た段階で、速やかに事務局担当官と検討・調整を行うこと。

4 契約期間

平成21年5月18日(月)～平成22年3月31日(水)

5 作業スケジュールの目安

平成21年 5月 分析法に関する打合せ
 6月 第1回検討会の開催

7月 前処理方法等に関する打合せ、第2回検討会の開催
8月 分析対象食品等に関する打合せ
8～12月 分析対象食品の分析
平成22年 1～2月 分析結果の取りまとめ(案)の作成、第3回検討会の開催
3月 調査結果報告会の開催
3月31日 調査報告書の提出期限

6 成果物

- (1) 調査報告書(製本版) 50部
- (2) 調査報告書(CD-ROM) 2部

7 納品期限

全ての成果物を契約期間の満了日までに納品すること。

8 監督職員(人事異動の場合は後任者等による)

事務局 情報・緊急時対応課 情報第2係長 大西 英幸

9 検査職員(人事異動の場合は後任者等による)

事務局 情報・緊急時対応課 課長補佐 坂本 浩子

10 連絡調整

作業の実施に当たってはあらかじめ事務局担当官と連絡を密に取ることとし、作業中においても、5に記載した作業スケジュールの段階ごとに、作業の進捗状況を報告すること。また、作業の遅延、業務の実施に当たって疑義等が生じた場合には、速やかに事務局担当官の指示に従うこと。

11 技術提案の遵守

本件は一般競争入札・総合評価方式(調査)の手続きを経て行うものであり、本仕様書及び技術提案書に記載した内容については誠実に履行すること。

12 その他

- (1) 本業務により知り得た成果については、許可なく第三者に譲渡してはならない。
- (2) 本調査を実施するに当たり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報を入手した場合は、速やかに事務局担当官へ通報すること。